

一〇六 アメリカの損害賠償判決について、懲罰的賠償の部分の日本での執行を認めなかった事例

東京大学
助教授 道垣内 正人

〔執行判決請求事件、東京地裁平成元(一)四四七号、平三・二・一八民一五部判決、一部認容、一部棄却(控訴)、判例時報二二七六号七九頁〕

【事実】 日本法人Y₁(被告(社長Y₂))のカリフォルニア州法人の子会社であるA(セミコンダクター製品メーカー、社長B、役員Y₂、C、D及びE)は、一九七九年三、四月、オレゴン州の開発会社であるLの社長M及びその提携者であるNとの間で、M及びNがオレゴン州へのAの工場進出の仲介をし、そのための資金としてオレゴン州工業開発レヴェニュー債発行の手配をすることなどを内容とする独占開発者契約を締結した。

その後、オレゴン経済開発委員会からの認可を得ることができず、同年一月、前記独占開発者契約の付加条項が作成され、M及びNはその契約に基づく権利義務をオレゴン州のゼネラル・パートナーシップであるOに譲渡し、Oの組合員はAの工場進出を完成させるため、X(パートナーシップ、代表者M)を設立することとされた。他方、その頃、Aを日本の大手電気メーカーFへ吸収合併させることについての交渉が進められていた。

一九八〇年一月、工場用地の貸主として、LはAとの間で、土地の賃貸借契約を締結した。この契約書には、L側はMが、A側はBがそれぞれ署名している。

一九八〇年二月、AはBを解雇し、同年三月、Aは、X、B、L、M、Nその他の者が欺罔行為を行ったと主張し、それらの者を被告として、上記の賃貸借契約の無効確認及び損害賠償を請求する訴訟をカリフォルニア州サンタクララ郡上位裁判所に提起した。これに対して、X及びLは、Y₁、Y₂、A、B、C、D及びE

に対して反訴を提起し、Aに対しては前記賃貸借契約の履行を求めるとともに、反訴被告全員に対し、契約違反、契約関係への干渉、不実表示の詐欺の共謀を理由として、損害賠償を請求した。なお、Bは、これとは別に、Y₁、Y₂、C、D、E及びFに対する反訴を提起した。

一九八二年五月一九日、カリフォルニア州上位裁判所は、AのXらに対する請求のうち、損害賠償請求は退け、賃貸借契約の法的拘束力不存在を確認する旨の判決を言い渡すとともに、X及びLのY₁らに対する反訴について、損害賠償請求を認め、賠償額に関する主文として、「X及びLは、Y₁、Y₂、C及びDに対し、補償的損害賠償として金四二万五二五〇〇ドル、Y₁に対しては懲罰的損害賠償として追加金一二万五〇〇〇ドルの請求権がある旨の判決を受ける」、訴訟費用に関する主文として、「L、O、X、P、M及びNは、Y₁、Y₂、C及びDに対して、訴訟費用金四万〇一〇四・七一ドルの支払請求権がある」との判決を下した。

当事者双方から控訴したが、一九八七年五月二二日、控訴裁判所は、控訴棄却、原判決維持の判決を下し、判決は確定した。

本件訴訟は、Xがこの米国判決のわが国での執行を求めるものである。

【判旨】 一部認容、一部棄却

一 Xの当事者能力について。Xはオレゴン州の工業団地でのAの進出地区の取得を目的に一九七九年に結成されたパートナーシップであり、業務執行権を有するMらの組合財産管理についての代理権には訴訟を行うことが含まれ、一九八一年以降税務申告をしていないのは収益がなかったためであって、失敗に終わったXの事業の残務整理としての本件訴訟の終了までは存続し、また、仮に第三者に区画を譲渡したとしても、それにより直ちに消滅するわけではなく、事実、本件のアメリカでの訴訟では当事者として扱われていることなどから、「右のようなXの組織内容等からすれば、我が国の民事訴訟法上当事者能力を認めるに十分である。」

二 民事訴訟法第二〇〇条第一、第二、第四号の要件

について。「本件外国判決を言い渡したカリフォルニア州裁判所の裁判権は、法令又は条約において否認されていない。また、敗訴したY₁らはいずれも日本人であるが、同人らが本件外国判決の訴訟手続において公示送達によらずして呼出等を受けたことは、Y₁らにおいて争わないところである。そしてカリフォルニア州民事訴訟法典第一七三条の(一)ないし(八)によれば、同法上、外国判決は、我が国におけると実質的に同等な条件の下で承認されるものと認められる。」

なお、「Y₁らは、カリフォルニア州民事訴訟法典第一七三条(四)(2)が、「外的な詐欺」によって得られた判決の承認を認めない旨規定していることから」、「相互の保証を欠く旨主張するが、我が国の民事訴訟法の解釈としても詐取された判決の承認を拒否することは可能であるから、Y₁らの主張はその前提において失当というほかはない。」

三 Y₁らは、本件外国判決手続における補償的損害賠償の認定は、補償的損害賠償としては実損害額のみを認める米国法に反し、逸失利益の賠償を認め、何ら出費をしていないXへの賠償の支払をも命じていること、Lの損害の立証について第三者からの領収書等の客観的証拠に全く基づいていないことなどから、その認定手続は公序に反すると主張しているが、「この点に関するY₁らの主張は、判決内容ないし手続の公序良俗違反を認めるに足りるだけの事情を主張するものではなく、所詮本件外国判決の事実認定ないし法令解釈の誤りを主張するものに過ぎないというべきであるところ、執行判決の審理に際しては右の点についての判断を行ってはならない(民事執行法第二四条第二項)のであるから、Y₁らの主張は失当というほかはない。」

四 「懲罰的損害賠償は外国判決承認の対象となるか。懲罰的損害賠償は、補償的損害賠償が認められる場合

で、特に被告に主観的な悪事情がある場合に、将来の同種違法行為の抑止を主な目的として、補償的損害賠償とは別に課されるものである。その意味で罰金同様の目的を有することは否定し難いところであるが、懲罰的損害賠償は、直接的には私人間の権利に関わるものであり、懲罰的損害賠償を認めるかどうかは私人の意思如何にかかわっていること等からすると、これを刑罰と同視することは相当でないし、そもそも不法行為の効果としていかなる法的効果を付与するかは、その国の法律思想ないし伝統に根ざす司法政策の問題であるから、我が国の法制上懲罰的損害賠償が認められていないからといって、あるいは、懲罰的損害賠償が刑事的な目的を有するからといって、これを命ずる外国判決が如何なる事案についてであれ一切承認の対象とならないとすることは相当でないというべきである。」

「2 懲罰的損害賠償と公序 (一) 本件外国判決の認定事実

外国判決が我が国の公序に反するかどうかを判断するに際しては、当該法制度それ自体の我が国の公序との抵触の如何を問題とするのではなく、あくまでも具体的事案について、当該外国判決の認定事実を前提としつつ、執行される内容及び当該事案と我が国との関連性の双方からみて、当該判決の執行を認めることが我が国の公益や道徳的観念に反する結果となるか、あるいはその執行により我が国の社会通念ないし道徳観念上真に忍びない過酷な結果がもたらされることになるかどうかの点を判断すべきである。

そこで、本件外国判決の認定事実についてみるに、……懲罰的損害賠償を課されることとなった前提となる事実は別紙のとおりであること、不実表明を理由とするXからの損害賠償請求について、本件外国判決は、右認定事実に基づいて、C、D及びY₁ら兩名が『意図的不実表明』及び『重要事実の意図的隠蔽あるいは抑制』に

ついて有責であるとし（なおCのみは前者については有責とされていない）、補償的損害賠償を命じたこと、Y₁に対しては陪審の裁量に基づき懲罰的損害賠償を命じたこと、Aに対しては全く責任がないとし、補償的損害賠償も命じられなかったことが認められる。」

「(二) Y₁の責任の根拠について

本件外国判決の右認定事実によれば、Y₂らはY₁ではなくAの役員としてテレックスを送付していること、オレゴン進出の意思のないことを告げなかったのは、Aの社員であつてY₁の社員ではないこと、独占開発者契約の契約当事者となり、後に社長のBを解任して開発契約の無効を主張しカリフォルニア州上位裁判所に訴えを提起したのはいずれもAであり、その前後の交渉を行ったのもAの社員ないし役員がいたことが明らかであり、Y₁については右一連の経過に直接関与していたことを窺わせるに足りる事実関係は本件外国判決上何ら認定されておらず、『意図的不実表明』及び『重要事実の意図的隠蔽あるいは抑制』に該当するようなY₁自体の具体的行為も何ら認定されていない。

Y₁に関して本件判決上認定されているのは、(ア)Y₁がAの株式の九〇パーセントを有しており、Y₂とEがY₁の役員を兼任していたこと、(イ)一九七九年一月二日頃、Aの社長であるBがY₁を代表して独占開発者契約書の付加条項を作成したこと及び(ウ)その頃、Y₁はAを訴外Fに売却する交渉をしていたことの三点のみである。

しかし、本件外国判決の認定によれば、一九七九年三月一六日に締結された独占開発者契約の当事者はAであることが明らかであり、Y₁が契約交渉に直接関与したとの認定は全くされていないこと、……独占開発者契約書付属契約書においてBはAの社長として署名しており、右契約書中にY₁を代表する旨の記載は全く存しないうえ、……本件外国判決手続において提出された反訴状において、右付属契約はAが締結した旨主張しており、他

方、本件外国判決手続において提出された訴状においても、Y₁らは右書証を引用しつつBが右付属契約を締結したと主張している、当事者間においてBがAの社長として契約を締結したことに争いがなかったものと認められることなどからすれば、右(イ)のようにY₁が付属契約を締結したという外国判決の認定は、他との事実的・論理的関連性を明らかに欠くというべきであり、右の認定部分は、BがAを代表して付加条項を作成したことの誤記と解するほかはない。

そして、本件外国判決においてはAには懲罰的損害賠償だけでなく補償的損害賠償さえ課されていないことからすれば、Y₁に対して子会社であるAの行為についての代理責任ないし監督責任が問われたとは考え難いから、同判決は、結局、右(ア)及び(ウ)の事実のみに基づきY₁自身の不実表明についての加害行為があると判断し、これに対して懲罰的損害賠償を課したものと考えるほかはない。」

「(三) 我が国の公序との抵触の有無について

右認定の事実関係をもとに本件外国判決の公序違反の有無について検討するに、Y₁に対する懲罰的損害賠償の根拠とされた『意図的不実表明』及び『重要事実の意図的隠蔽あるいは抑制』については、前記のような事実が認定されているにとどまるところ、かかる事実のみからY₁に『意図的不実表明』又は『重要事実の意図的隠蔽あるいは抑制』ありとするのは、経験法則及び論理法則に照らしていかにも無理があるというべきであり、しかも、独占的開発者契約の当事者としてXらとの間で取引を進め、後に右契約の無効を主張するに至ったAについては、補償的損害賠償さえも認められなかったことと対比すると、ひとりY₁に対して前記のような薄弱な根拠に基づき本件訴え提起時の邦貨換算にして約一億五〇〇〇万円にも上る巨額の懲罰的損害賠償を命ずる外国判決の執行を容認することは、我が国における社会通念ないし

衡平の觀念に照らして真に忍び難い、過酷な結果をもたらすものといわざるを得ない。

したがって、本件外国判決のうち懲罰的損害賠償を認めた部分の我が国における執行を認めることは、我が国の公序に反するものといふべきである。」

五 執行の範囲について。Y₁らは、外国判決の給付命令の内容・趣旨は執行に関わるものとして法廷地法によるべきであり、本件外国判決の本文には、「各自」あるいは「連帯して」に当たるような文言はないので、民法第四二七条により、Y₁らに平等分割による負担を命じたものと解すべきであると主張する。「しかしながら、外国判決の承認とは、我が国の公序に反しない限り、判決がなされた国においてその判決の有する一切の効力を我が国において承認することであり、ここにいう効力とは、その判決がなされた国の法律に基づいて有する効力というものと解するべきである」。そして、カリフォルニア州法上、「本件判決によって勝訴者らに認められた権利は不可分債権的なものであり、敗訴者は各自認容額全額について支払義務を負うものと解される。」

また、「Y₁らは、外国判決承認の対象となるのは本文のみであり、本件外国判決の本文中では遅延損害金の支払いが命じられていない以上、遅延損害金部分は承認の対象とならないと主張する。しかしながら、外国判決の承認は、当該判決が判決国の法律上有する効果をそのまま承認するものであること、また、本文に何を記載するかには多分に技術的な側面があることからすれば、本文に記載がないとしてもカリフォルニア州法上当然に認められる遅延損害金もまた承認の対象になるものといふべきである。」

六 「以上によれば、Xの請求は、補償的損害賠償及び訴訟費用に関して総額米貨四六万五三五・七一ドルの支払いを命じた判決及び右金員に対する一九八二年五月一九日以降一九八三年六月三〇日まで年七パーセン

ト、同年七月一日から支払済みに至るまで年一〇パーセントの各割合による利息支払義務につき強制執行の許可を求める限度において理由があるからこれを認容し、その余は失当であるから棄却すべきである。なお、仮執行宣言については民事訴訟法第一九六条第三項を適用し、免脱宣言を付することとする。」

【評釈】 一 はじめに 本判決は、日本企業のアメリカ子会社のオレゴン州への企業進出をめぐる紛争を原因として、補償的損害賠償として四二万ドル余り、懲罰的損害賠償として一一二万ドル余り等の支払を当該日本企業等に命じたカリフォルニア州の裁判所の判決の日本での執行が争われた事例において、懲罰的損害賠償の部分の執行を公序を理由に否定し、残りの部分の執行を認めたものである。

本判決の結論には賛成するが、その理由付けはあまりにも米国訴訟の具体的内実に入り込んだものであり、賛成できない。むしろ、懲罰的損害賠償の性質から、抽象的に、その部分の日本での執行を否定することができる（一般論として、道垣内「アメリカの懲罰的損害賠償判例と解される（決）日本における執行」民事手続法季の革新（三ヶ月二頁）（一九九二））。以下、まず、この点について判示する判旨四を中心に評釈を進めるが、本判決は、当事者能力、本文には表れていない遅延損害金の支払などの興味深い論点を提供しているもので、後半では、それらの論点にも言及することとする（本判決の評釈として、未完である外国判決の承認・執行（上）（NBL）が、小林秀之「懲罰的損害賠償と四七三号六頁（一九九二）参照」）。

二 懲罰的損害賠償判決の執行の可否 本判決は、懲罰的損害賠償の部分の執行は認めなかった。その理由として、これを刑罰と同視することは相当ではないけれども、本件紛争に係る事実関係に照らして、執行される判決の内容、及び当該事案の日本との関連性の双方から

みて、その執行を認めることが日本の公序に反するか否かを検討すると、本件の事実関係からY₁にのみ約一億五〇〇〇万円もの巨額な懲罰的損害賠償の根拠とされた「意図的不実表明」等があるとするには無理があり、日本における社会通念ないし衡平の觀念に照らして忍び難いとし、その部分の執行は民法二〇〇条三号の公序に反することを指摘している。

以下では、第一に、本件の懲罰的損害賠償というものの性格を、わが国での民事賠償についての考え方に照らして検討し、わが国からみればそれは民事賠償とはいえず、したがって、民法二〇〇条・民執法二四条の対象とはならないこと、第二に、仮に、それを民事賠償といえるとしても、同じく、わが国の社会通念に照らし、わが国の公序に明らかに反すること、第三に、その公序違反の判断に当たって、本判決のように事案の内実にまで立ち入った判断をすることは「裁判の可否を調査しないで」執行判決を与えなければならない旨定める民執法二四条二項に反すること、第四に、外国判決の一部の執行は可能であること、以上を順次論ずることとする。

(1) 懲罰的損害賠償判決の非民事判決性 本判決は、懲罰的損害賠償が、①直接的には私人間の権利に関わること、②これを請求するか否かも私人の意思如何にかかっていること、③不法行為の効果の定めは一国の司法政策の問題であること、以上を指摘し、これを刑罰と同視することは相当ではなく（①・②）、また、わが国ではこのような刑事的な目的を有する賠償が認められないからといって（③）、これを命ずる外国判決はいかなる事案についてであれ一切承認の対象とならないこととは相当でないと判示している。

まず、ここでの問題の設定は、懲罰的損害賠償が刑事罰であるか否かではなく、民事賠償としてわが国での承認執行の対象となるか否かであることを指摘しておくべきであろう。したがって、刑事罰と同視できないからといって、民事賠償になるわけではない。また、一国の法政策としてどのような制度を持つとそれが国際法違反でない限り、その国の自由であることはもちろんであるが、ここでの問題は、その国の中でのことではなく、そのような独自の制度に基づく判決をわが国でいかに評価するか、具体的には、それに対してわが国で執行判決を与え、公権力を行使して判決内容を実現するか否かである。では、懲罰的損害賠償とはどのようなものなのであるか。まず、アメリカ合衆国法上のそれについて、以下のように言われている。

英米法系にあつては、法を社会統制のための手段とするプラグマティズムの伝統があり、歴史的継続性が強いこともあつて、民事と刑事との分化は必ずしも徹底されず、また徹底すべきであるとの発想も一般にはみられない(木下毅・アメリカ私法)。懲罰的損害賠償(punitive damages, exemplary damages などと呼ばれる)はその現れの一つであり、判旨四一でも述べているように、加害者に主観的な悪性が強い場合に、補償的損害賠償とは別に、支払を命ずるものである(最近のものとして、山口正久・米害賠償(四)「NBL」二八号一三頁、二八三三四頁「一九八三」大羽宏一・米国の製造物責任と懲罰賠償「二二六頁」一九八四「山田卓生」懲罰的損害賠償「交通法研究」三三三頁「一九八五」中村弘一「米国の製造物責任法における懲罰的損害賠償」(一)「二・完」同誌「社商学」三八巻二四七頁、三三三頁「一九八六」樋口範雄「制裁的懲罰論について」ジュリスト九二頁「一九八六」同誌「成法」二八号一九七頁「一九八八」小林秀之・製造物責任訴訟八二頁「一九九〇」佐伯志「刑罰としての損害賠償」平野龍一先生古稀祝賀論文集(八七頁「一九九二」など参照)。その目的は、これも判旨の指摘するとおり、加害者に対する

制裁によるその種の不法行為の発生防止であり、より細かくは、第一に、その加害者が再びそのような不法行為をすることを抑止すること(特別予防)、第二に、一般社会にいわば見せしめとして制裁を知らしめて他の者がそのような不法行為をすることを抑止すること(一般予防)、第三に、被害者に蒙った以上の賠償を得させることにより、この種の不法行為を告発するインセンティブを与え、ひいては不法行為の発生を抑止すること(私人による法の実現)などである。

もつとも、アメリカの州の中には懲罰的損害賠償を認めない州や、慰謝料としてのみ懲罰的損害賠償を認める州などがあるが、本件外国判決が準拠法として適用していると解されるカリフォルニア州は、上記の意味での典型的な懲罰的損害賠償を認める州である(Civil Code, § 3294(a)は、exemplary damagesの目的として、見せしめ及び被告の制裁を挙げている)。

このような懲罰的損害賠償の支払を命ずる判決は、わが国からみて、民事判決に当たるといふべきであろうか。この点の判断の前提として、わが国における損害賠償についての考え方をみておこう。

わが国においては、損害賠償とは、現に発生した損害を填補するものとされ、慰謝料も現に蒙った精神的損害の填補であると解するのが通説であり、その根拠は、近代法が刑罰と損害賠償の分化を前提としていること、民法七一〇条の文言などである(四宮和夫・事務管理・不当利得・五)。これに対しては、慰謝料を私的制裁として、あるいは填補の部分と制裁の部分とを含むものとして捉えるべきであるとの議論も有力であるが(森島昭夫・不法行為九八七)、被害者に対する救済の必要性の程度を超えて、懲罰としての効果が十分に期待できるだけの額の慰謝料を積極的に認める見解は少数にとどまっている(藤後孝典・現代損害賠償論一)。

他方、裁判例としては、慰謝料の制裁的役割を否定したクロロキン薬害訴訟における裁判例が参考となる。通

常の慰謝料額の三倍程度の「制裁的慰謝料」の請求について、東京高裁昭和六三年三月一日判決は、「原告ら主張の『制裁的慰謝料論』は、本件では、加害行為の態様を……斟酌して慰謝料額を定めるだけでは足りず、被害者の受けた損害の十分な回復と加害行為の再発防止(薬害の再発防止)のため、懲罰的、制裁的に高額の慰謝料を定めるべきであるというものである。しかしながら、我国の民法における不法行為による損害賠償制度は、不法行為によつて被った被害者の損害を加害者に賠償させることを目的としているのであり、そのためには、加害行為の態様を前記の範囲で斟酌することによって、かつ、十分であり、これを越えて加害行為者に懲罰、制裁を課するとか、不法行為の再発防止を図るとか、そのため慰謝料額を高額のものとすることなどは、右制度の予想しないところであつて、ゆるされないのである。」(判時二七二)と判示しているのである(原審の東京地二月一日判時一〇四四号一九頁及び別グループの訴訟について)。もつとも、慰謝料の算定に当たっては、当事者双方の社会的地位、職業、資産、加害の動機及び態様、被害者の年齢、学歴等諸般の事情を参酌すべきであるとされており(最高裁昭和四〇年二月五日)、わが国の判例が厳格に慰謝料を損害填補と捉え、制裁的性格を完全に排除しているとはいえないようである。しかし、だからといって、民事と刑事の区別を超越して、慰謝料に積極的な意味での制裁的機能を認めているとはいえないと思われる。むしろ、慰謝料算定における裁判官の裁量の広さを活用して、事実上、財産的損害の賠償を補完する機能を果たしていると解するべきであろう。

もちろん、以上は現時点でのわが国の法制度の把握である。将来、これとは異なる方向に進む可能性はもちろん否定できない。事実、債務不履行事件において「懲罰的ないし制裁的慰謝料」を認めた裁判例が現れ(京都地判三月二七日判時一三三二二五頁)、また、製造物責任法案として、懲罰

的損害賠償の導入を提唱するものも現れている(日弁連消費者問題対策委員会が一九九〇年一月七日に作成した製造物責任法要綱第一次試案(二頁(一九九一)七条は、製造者の故意又は重大な過失の場合、補償的賠償のほか、その二倍を限度とする懲罰的慰謝料を認めることができることとしている)。しかし、あくまでも、現時点では、不法行為事件における民事賠償は損害填補に限るとするのが日本法であるといえよう。

以上により、加害者の懲罰のための金銭の支払命令は、わが国からみれば、民事判決とはいえないというべきではあるまいか。

民法二〇〇条及び民法二〇四条により承認・執行される「判決」は、①「民事」訴訟法・「民事」執行法に置かれた規定であること、②外国「刑事」判決の効力については、刑法五条があること、③外国判決の承認・執行制度の目的は、紛争解決の一回性の理想を国際的な場で実現し、また、判断内容が異なってしまうと跛行的法律関係が発生することを回避することなどにあるが、このような議論は民事判決についてのみ当てはまること、④外国裁判所が罰金の支払を命ずる判決を下した場合、その判決の執行を拒否することは比較法的にみても一般的なことであることなどから、「民事判決」に限られるというべきであり、本件外国判決のうち、懲罰的損害賠償の部分のわが国での執行は、その非民事判決性の故に否定されることになる(石黒一憲・現代国際私法五五〇六頁(一九八六)も同旨)。

なお、わが国の労働基準法一一四条・船員法一一六条に基づく未払い賃金相当額の付加金の支払を使用者に命ずる判決は、右の基準に照らすと、民事判決とはいえず、たとえ、それがわが国の通常の民事裁判の中で処理されているようにも、上記と同じ基準で外国判決の執行を認める国においては、執行を拒否されるということになる。したがって、このようなものがわが国にあるということは、公序違反という議論に対しては有力な反論となる。

り得るが、民事判決でない外国判決は承認執行しないと議論に対する反論とはならない。

(2) 反公序性 上記のように、懲罰的損害賠償判決を非民事判決ととらえると、その執行の反公序性は問題とはならないが、仮にそれが民事判決の範疇に入るとしても、以下に述べるように、民法二〇〇条三号の「公序」に反するものとして、その執行は認められないと解される。

本判決は、この点について、本件外国判決の認定事実のみからYに懲罰的損害賠償の根拠となるような事情があるとするのは経験法則及び論理法則に照らして無理があり、そのような薄弱な根拠で巨額の懲罰的賠償を命ずる外国判決の執行を認容することはわが国の公序に反する、としている。

一般論として、民法二〇〇条三号の公序は、事案のわが国との関連性と承認・執行の結果の異常性との関係(わが国との関連が深い場合は、結果の異常性の程度は小さくても公序に反するとされ、関連が薄ければ、結果の異常性の程度が大きくても公序に反しないとされる)で判断されることは、判旨四(一)の通りである(ここでいう異常性とは、日本で紛争解決された場合との乖離の程度であって、常とは異なるという意味である)。この点、法例三三条の公序と同じである。

本件のYは日本に本拠を有する日本人であって、日本との関連性は深いといえよう。

結果の異常性については、本判決のような理由付けではなく、懲罰的損害賠償の「刑事的」性格を問題とすべきであったと解される。すなわち、懲罰賠償は外国判決の承認・執行制度の対象とはならないという入り口ではなく、公序の段階で云々するとしても、その実質の「刑事的」性格から、公序に反するというべきであったと解される。この理由付けにあたっては、制裁的慰謝料を否定したわが国の裁判例など前記の議論における材料をそ

のまま流用することができる。このような議論は、従来からなされていたところである(藤田泰弘「涉外民事事件の三巻一頁二頁(一九八〇)」は、日本には独禁法における三倍賠償の導入を拒否した歴史があり、また、懲罰賠償は民刑不分時代の遺物であることを理由として挙げていた。もともと、この公序の議論はわが国においても、既述のように、労働基準法一一四条等の付加金支払命令があるという反)。また、法例三三条の特則としての「三条三項が、不法行為の準拠法たる外国法上の効果であっても、日本の法律が認める損害賠償その他の処分分でなければわが国の裁判所では認めないと定めていることも、間接的にはこの議論の論拠となるであろう。すなわち、懲罰的損害賠償は、準拠法とされる外国法上これが認められる場合であっても、わが国における裁判では認めないことになると予想され、それは、公序則発動の典型例であるとの立論である(なお、懲罰賠償は民事賠償ではないという立場からは、わが国において適用される準拠法の中には懲罰賠償を命ずる法律は入らず、したがって、法例一一三条三項の適用すら問題とならないという説明をすることになる)。

これに対して、本判決では、上記のように、薄弱な根拠で巨額の賠償を命じたことを公序違反としたのであるが、まず、その理由付けにおける賠償額が巨額であるという点の位置づけがはつきりしない。薄弱な根拠であることだけで公序違反となるのか、巨額な賠償であるだけで公序違反となるのか、その両者の組み合わせで公序違反となるのかという問題である。思うに、賠償額が巨額であるか否かは、具体的な事案如何であり、それだけを取り出して云々することはできないのであるから、中心は、根拠の薄弱さにあると解される。しかし、本判決のような審査は、実質的再審査との関係で、許されないのではなからうか。項を改めてこの点を検討する。

(3) 実質再審査 本判決は、外国判決の認定事実をそのまま別紙という形で引用し(この点は判決自体からは明らかでないが、本件外国判決の控訴審判決の一部を

そのまま抜粋した翻訳を別紙とし、判旨四(一)で「懲罰的損害賠償を課されることとなった前提となる事実」は別紙のとおりである」としている。それを検討して、「Y」が付属契約を締結したという本件外国判決の認定は、他との事実的・論理的関連性を明らかに欠くというべきであり、右の認定部分は、BがAを代表して付加条項を作成したことの誤記と解するほかはない」とし、それ以外の認定事実からYに懲罰的損害賠償を課すべき事情があるとしたのは経験法則及び論理法則に照らして無理がある、と判示している。このような外国判決の具体的内実に踏み込んだ判断をすることは、民執法二四二条二項で禁じている「裁判の当否」の調査に該当し、許されないというべきである。

二四二条二項は、形式審査主義(かつてフランスが採用するもの。実質再審査については、矢野興治「フランス国際民事訴訟法上の実質再審査主義の廃止について」熊本法学三〇号七頁「一九八二」)を採用したものである。ここにいう「裁判の当否」の調査をしないということは、判決の認定した事実を証拠に照らして判断し直すこと、法律を適用し直すことではないということである(この意味で、三審構造の中の控訴審裁判所の任務を果たすのではないことはもちろん、上告審裁判所の任務よりも狭いものである)。なお、このほかに、「手続上の瑕疵がないか」ということも判断しないとされているが(青山善充・注「民事執行法」(一四二七頁「二九八四」)、この点については、手続的公序の意味を明らかにする必要があり(判決成立手続に公序違反にあたる点がないかどうかを判断することは最判昭和五八年六月七日(民集五五号六一)の判示するところであり、上記の学説も、手続的公序の判断をすることは、「その限りで判決の成立過程を判断することになるが、これは、ここでいう裁判の当否の判断には当たらない」としている)。

思うに、手続的公序の判断とは、外国判決の下された司法制度その他の背景事情に手続法的正義に違反する点があり、それが具体的判決に反映されていることを問題

とするものであるというべきである。具体的な外国訴訟手続における当事者の手続行為に正義に反する点があるとか、裁判官の措置に正義に反する点があるといったことは外国判決承認執行制度の段階では問題とすべきではないと解される(山田恒久「いわゆる手続公序に関する一試論」(慶応法学研究五九卷一〇号六頁「一九八六」)は、制度的手続保証と個別的手続保証に分け、後者のチェックはすべきでないとする。この見解に基本的には賛成するが、制度的手続保証を二〇〇条一号でチェックするのは賛成できない。なお、英米法上の判決取得についての「外的詐欺(scientific fraud)」と「内的詐欺(intellectual fraud)」。背景の事情が判決に反映していることを要求するのは、事案と関係しない点について手続法上の正義に反する点があっても、それは問題としないという趣旨である(ただ、事案の背景にあるといえる事情であれば、原則として判決に反映されているといえるべきである)。背景事情の例としては、その国の訴訟制度上防禦権の保証が十分でないことといった制度上の問題のほか、具体的事件の裁判官・陪審員が相手方当事者から賄賂や脅迫を受けていたという事情などを挙げることもできる(後者のような事情は、制度はどうであれ、現実には腐敗した司法制度であることを示す背景事情である)。これに対して、当事者の偽証の事実の指摘や、時機に遅れたことを理由とする裁判官による攻撃防禦の却下の当否などの点などは取り上げるべきではない。このような点は、本来、当該外国訴訟の制度の中で争うべき問題であり、民訴法二〇〇条の他の要件が具備されている限り、そうすべきであつたと評価されるのである。

ただし、制度上も実際上も手続法的正義の観点から問題はなくても、判決の信頼を揺るがすような個別具体的な事情が判決確定後に判明した場合には、判決国での再審裁判によって判決が変更されない限り、わが国ではそのまま判決の効力を認めるという扱いをすることは現実的ではなく、例外的に承認執行の段階でチェックできるといえるべきである(状況は異なるが、民訴法八〇二条で、仲裁判断に基づく執行の段階で、仲裁判断取消事由があ

る場合には執行判決はできないとしていること参照)。以上のことから、上記の意味での手続的公序についての審査は形式審査主義の枠内のものであるが、判旨四のように、外国裁判所の具体的事件の処理の当否を判断することは「裁判の当否」の判断として許されないというべきである。

この点、東京地裁も、判旨三において、「外国判決の事実認定ないし法令解釈の誤り」の判断は行ってはならないとしている。もつとも、そこには限定が付けられており、「判決内容ないし手続の公序良俗違反を認めるに足りるだけの事情を主張するもの」であれば、その判断を行うことができる」とされている。この部分と判旨四(二)及び(三)において、外国判決の事実認定を覆して、その一部を「誤記」とし、さらに、その事実関係に懲罰的損害賠償を認める法律を適用し直している部分とを合わせて読むと、東京地裁は、公序違反となる限り、実質再審査ができる立場に立つものとも理解される。しかし、実質再審査禁止と公序の要件との関係についてのそのようなとらえ方をすると、公序違反があるか否かの判断のために(この点は本来職権で判断する)、すべての事件において全面的に再審査をするという結果となり、妥当ではない。あくまでも、形式審査主義を守ることが、ひいては、国際私法秩序の安定に資するというべきである。

なお、判決理由の当否を問うべきではないことは上記の通りであるが、あまりにも矛盾に満ちていて、理由とはいえないような場合には、理由を欠くものとして、それ自体で公序に反するというべきである(民訴法八〇一条によれば、仲裁判断については、当事者の合意があれば理由不記載とすることができ、このことは、裏返せば、判断の説得性・公正さの担保のために理由書きは重要な役割を果たすということを示すものであるといえる)。ただ、この場合にも、説明の仕方としては、そ

のような判決が出される国の司法制度の問題が具体的判決において具体化していることが手続公序に反するということになる。もっとも、陪審の評決結果だけを記し、実質的理由書きを欠く判決については、その陪審制度の中に説得性・公正さがビルト・インされていると評価できる限り、公序に反するものとはいえない。本件外国判決の場合、理由を欠くものとはいえないことはもちろんである。

以上のことから、判旨四の公序違反の理由付けには賛成できない。公序違反というのであれば、懲罰的損害賠償という制度の刑事法的性格から、それを適用して金銭の支払を命ずることは、わが国の実体的公序に反するという議論をすべきであろう。この議論であれば、実質再審査に触れることはない。

(4) 外国判決の一部の承認・執行の可否 国際私法秩序の維持という外国判決承認執行制度の目的をできるだけ実現させるためには、判決の一部についてわが国の承認執行を拒否すべき理由がある場合、それが、わが国からみて分離可能であれば、当該外国判決の全体について承認を拒絶するという処理をとるよりは、当該外国判決のうちの問題がない部分については、その承認執行を認めるという処理をすべきであると解される。このことは、懲罰的賠償を非民事的と解する立場をとっても、公序に反するとの立場をとっても、妥当することである。

なお、わが国の基準で外国判決を分割することについては、困難が予想されるが、判決国でなされている性格付けにとらわれることなく、たとえば、慰謝料という名目であっても、わが国からみれば制裁的部分を含むものであると判断されれば、その制裁部分の承認執行は拒否すべきである。そして、その区別がどうしてもできない場合には、判決全体を拒否するほかあるまい。

本判决も、懲罰的損害賠償の支払を命ずる部分について

ては、請求を棄却し（（民訴法二四三条三項は「却下」となっているが、民訴法二〇〇条各号の要件を欠く場合には、棄却すべきことにつき、青山・前掲四二九頁））、補償的損害賠償の部分の執行は認めている。後述のように、利息部分については、問題があるものの、判決の一部の執行を認めた点で初めての裁判例であり、評価できる。

三 その他の論点 (1) 当事者能力 Xの当事者能力について、その権益が他のパートナーシップに譲渡され、一九八一年以降税務申告をしていないことなどが争われたが、判旨一では、準拠法に言及することなく、本件訴訟はXの残務処理であり、本件訴訟が終了すれば残務処理は終了するということを「事実」認定し、また、アメリカでの訴訟ではXが当事者として扱われ、これに対してYらが異議を述べた事跡も窺われないことを理由に、わが国の民事訴訟法上の当事者能力を認めることができる」と判示している。

一般に、当事者能力の準拠法については、本国訴訟法によって判断するという立場（（山田一・国際私法の研究））、本国訴訟法又は民訴法四六条のいずれかである（（山田一・国際私法の研究））とする立場（（松岡博「涉外訴訟事件における当事者」としての当事者能力を認めるか否かは法廷地手続法の基本枠組みをなす問題であるから、手続問題として、民訴法四五条をまず適用すべきであると解される（青山善光「外国および訴訟能力」国際民事訴訟法の理論二〇九頁二九八七））などがあるが、当事者能力を認めるか否かは法廷地手続法の基本枠組みをなす問題であるから、手続問題として、民訴法四五条をまず適用すべきであると解される（（青山善光「外国および訴訟能力」国際民事訴訟法の理論二〇九頁二九八七））。

その上で、同条がこの問題を、「民法其ノ他ノ法令」、すなわち実体法上の権利能力の有無に委ねていることから、「其ノ他ノ法令」として法例三条を適用し、本国法上（法人の場合は設立準拠法上）、権利能力が認められるか否かを検討することになる。この場合、準拠法所屬国の訴訟法上の当事者能力の有無ではなく、あくまでも実体法上の権利能力の有無を問題とすべきである。その国の訴訟法上、特別の扱いがなされているとしても、それは当該訴訟法全体の構造と関係しているというべきであり、日本での訴訟において特別の扱いをするか否か

は、日本の訴訟法上の問題である。すなわち、当該本国実体法上の権利能力が認められないものについては、民訴法四六条が適用され、代表者又は管理人の定めがあれば、日本では当事者能力が認められることになる。

これを、本件に当てはめると、Xが設立されたオレゴン州法上の権利能力を問題とすることになる。もっとも、アメリカのパートナーシップについては、日米友好通商航海条約四一条により裁判を受けることについての内国民待遇が与えられ、類似の組織である日本の組合について民訴法四六条により当事者能力を認めている以上、パートナーシップも当事者能力が認められることになる（（なお、東京地判昭和四七・五・一六判タ二七九号三三二頁参照））。ただし、これは、当該パートナーシップがオレゴン州法上有効に存続していることが前提であり、オレゴン州法の適用は不可避である。これを事実認定の問題としているのかのように読める判旨一の部分は相当ではなく、結論は変わらないうろが、オレゴン州法上存続していることを明らかにすべきである。

(2) 裁判管轄・送達・相互の保証 判旨二は、民訴法二〇〇条一号の要件を文字通り適用しているように読めるが、同号はわが国の直接管轄の基準に照らして判決裁判所の国際裁判管轄を評価するものと解するのが通説である。本件の場合、カリフォルニア州で最初に提訴したのはAであり、それに対して、その訴訟の被告の一部が、Yらをも反訴被告として反訴を提起し、本件外国判決はこの反訴についてのものである。したがって、何故にYらに対する管轄が同州に認められるのかが一応問題となる。この点、不法行為地の管轄なども考えられないではないが、本件外国訴訟においてYらは異議をとどめずに本案について争ったようであり、応訴管轄が認められるというべきであろう。

同条二号の要件について、判旨二では、現実の送達があったことの争いがないことに言及しているが、上記の

ように、応訴管轄が認められるとすれば、送達は問題とならないはずである。

同条四号の要件について、カリフォルニア州における外国判決の執行についての制定法である判旨二引用の Code of Civil Procedure, § 1713-1713.8 は、一九六二年の Uniform Foreign Money-Judgment Recognition Act) を一部修正の上採用したものであり(松岡博「アメリカ判決承認法」(版大法学「四五」)、判旨の通り、わが国の承認執行要件と、「外的な詐欺(extrinsic fraud)」の要件を含めて(統一モデル法では単に「fraud」とされているが、カリフォルニア州はこの点変更を加えている)、「重要な点で異なる」(最判昭和五八年六月七日民集)ものと評価することができる。

(3) 執行の範囲 最後に、判旨五では、本件外国判決の主文には、遅延損害金の支払は命じられていないが、主文の記載は国によって異なり、カリフォルニア州法上は、主文の記載がなくても当然に遅延損害金が認められるとして、同州法に基づき、一審判決の日から一九八三年六月三〇日まで年七%、同年七月一日以降は年一〇%の利息についても、補償的損害賠償及び訴訟費用に対応する部分について、その執行を認めている。一九八三年七月一日で利率が変わっているのは、この遅延損害金の根拠となっている Code of Civil Procedure, § 685.010(a) が改正されたためである。

しかし、この点には疑問がないではない。外国判決の執行は、外国の公権力の行使としての裁判の結果をわが国においても認めることによって国際私法秩序の安定を図ろうとするものであつて、外国法上認められているからといって、現実には裁判所が具体的名宛人に対して支払を命ずるものでない以上、執行されるべき「判決」ではないとも解されるからである。

もつとも、遅延損害金支払請求権は判決債権に付随するものであるから、その準拠法は判決国法であり、カリ

フォルニア州法に基づいてわが国でその請求訴訟を提起することができれば(本件では管轄も認められる)、別訴提起の必要はあるが、その利息分の支払が命じられるという結果は異ならないと思われる。しかし、同州法上、そのような訴訟は予定されず、執行段階で計算されるようである。すなわち、§ 695.210 によると、「[金銭判決を満足させるに必要な総額] = [判決に示された額] + [§ 685.070 に定める訴訟費用] + [§ 685.010-685.030 に定める利息] - [既に任意弁済した額] - [強制執行できなくなった判決部分に対応する額]」とされている。そして、§ 685.070 によれば、訴訟費用を請求するには、判決債権者が自ら計算したメモランダムを裁判所のクライクにファイルし、判決債務者から一〇日以内に異議があれば、裁判所は判断を下し、異議がなければそのまま確定するとされている(おそらく、本件でもこのような手続で訴訟費用の支払が命じられているものと思われる)。これに対して、§ 685.010 の利息については、これを請求するという規定はなく、しかも、判決言い渡し日から最終的な履行日まで利息が増え続けるので、そもそも具体的な額の請求はできないのである。

この点については、なお検討を要する。

〔* 本稿の執筆に当たっては、一九九一年六月二二日に京都大学で開催された国際私法研究会における渡辺惺之教授による、また、同年七月一三日に立教大学で開催された涉外判例研究会における神前禎氏による本判決についてのご報告及びその議論からご教示を得ている。なお、校正時に、一で引用した小松教授の本件評釈(F)(NBL四七七号二〇頁)に接した。三教授は、懲罰賠償を民法二〇〇条の対象とされた二で、日本法の観点から、「相応の金額」(通常のおお三の事件の場合に訴訟費用の填補や精神的損害賠償のために認められる金額よりは多く(よい))を超えた部分について公序に反するとされている。〕